

バリアフリー社会の
形成に関する基本計画
～第4次基本計画～

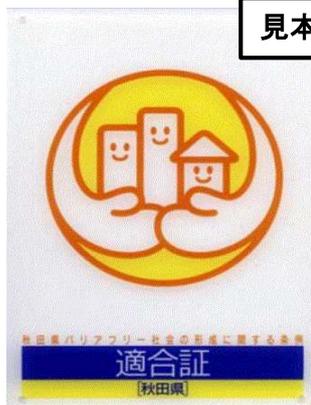


令和3年3月
秋 田 県

【秋田県バリアフリーマークについて】

県では、平成15年4月1日に全面施行した「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に定める整備基準を満たした施設に対して、バリアフリー化された施設と認定し、このマークの入った「秋田県バリアフリー適合証」を交付しています。

見本



第1章	第4次基本計画の考え方	1
1	基本目標	1
2	基本方針	1
3	計画の性格と役割	1
4	計画の期間	1
第2章	バリアフリー社会の形成のために	2
1	秋田県の将来像	2
2	県民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進体制	2
第3章	秋田県の現状	3
1	社会の動向	3
2	少子化の現状	3
3	高齢者の現状	4
4	障害者の現状	5
第4章	第3次基本計画の評価と課題	6
1	バリアフリーの意識の醸成が図られた秋田 《こころのバリア》	6
2	安全、安心に生活できる秋田 《すまい、交通・移動、まち、もの、情報のバリア》	6
3	共に支え合う秋田 《社会のバリア》	7
4	雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田 《雪のバリア》	7
●	第3次基本計画数値目標の進捗状況	8
第5章	施策の方向性と主な取組	9
I	バリアフリーの意識の醸成が図られた秋田	
1	こころのバリアを解消するために	
(1)	広報・啓発活動	9
(2)	福祉教育の充実	10
(3)	共生社会の構築	10
II	安全、安心に生活できる秋田	
1	すまいのバリアを解消するために	
(1)	住宅のバリアフリー化の促進	12
(2)	住宅のバリアフリーに関する相談体制の整備	13
2	交通・移動のバリアを解消するために	
(1)	交通機関等のバリアフリー化の促進	14
(2)	誰もが利用しやすい交通機関の整備促進	15
(3)	道路、交通安全施設等の整備	16
(4)	高齢者や障害のある人の移動支援	17
3	まちのバリアを解消するために	
(1)	公共施設のバリアフリー化の促進	18
(2)	民間生活関連施設のバリアフリー化の促進	19
(3)	建物、道路、公園等の一体的な整備の促進	20
(4)	安全・安心のまちづくりの推進	21
4	もののバリアを解消するために	
(1)	福祉用具・日用品の研究開発と普及促進	22
5	情報のバリアを解消するために	
(1)	誰もがわかりやすい情報の提供	23
(2)	コミュニケーション手段の確保	24

III	共に支え合う秋田	
1	社会のバリアを解消するために	
(1)	支え合うしくみづくり	25
(2)	相談支援体制の整備	27
(3)	バリアフリー推進のための人材の養成	28
(4)	高齢者や障害のある人等の就業の促進	29
IV	雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田	
1	雪のバリアを解消するために	
(1)	冬でも安心して歩けるまちづくり	30
(2)	積雪期の安全な生活	31
●	第4次基本計画において数値目標を掲げる施策の一覧	32

資料編		33
◆	「秋田県バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第4次基本計画）」策定の主な経緯	33
◆	秋田県バリアフリー社会形成審議会委員名簿	33
◆	「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」のあらまし	34
◆	「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」	35
◆	「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則」のあらまし	40
○	条例の整備対象施設（生活関連施設）	41
○	条例の整備基準（生活関連施設整備基準）	43

第1章 第4次基本計画の考え方

高齢者や障害のある人等を含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活ができるバリアフリー社会の実現は、すべての県民の願いです。

県では、少子高齢化の進行を踏まえ、平成14年3月に「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を施行し、様々な施策に積極的に取り組むなど、より一層のバリアフリー化を推進しています。

「バリアフリー社会の形成に関する基本計画」は、この条例に基づき、3つの基本方針に従ってバリアフリー社会の形成を目指すものであり、県民のみなさんと協働して進めていくための具体的な施策の推進方向とその内容を示すものです。

「第4次基本計画（令和3年度～7年度）」では、これまでの計画の基本目標・基本方針・4つの将来像等の大きな枠組みは変更せず、各施策の方向を示すとともに、主な施策等について社会情勢に対応した見直しを行っています。

1 基本目標 誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会の形成

2 基本方針

- (1) 県民意識の高揚 県民一人ひとりが積極的にバリアフリー社会の実現のために取り組めるよう、バリアフリー意識の高揚を図ります。
- (2) 支援体制の整備 誰もが社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、様々な支援体制を整備します。
- (3) 施設等の整備促進 誰もが自由に行動し、安全かつ円滑な利用ができるよう、施設等の整備を促進します。

3 計画の性格と役割

誰もが安全で快適に生活していくためには、「こころ」「すまい」「交通・移動」「まち」「もの」「情報」「社会」の7つのバリアの解消とともに「雪」の克服など、その取組は広範囲にわたります。

この計画は、福祉・教育・建設・交通・観光などの分野について、それぞれの取組をバリアフリーの視点で再構築し、体系的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間としますが、計画期間中に国の法改正や著しい社会情勢の変化等があった場合には、その都度、見直し等のチェックや修正協議を実施します。

第2章 バリアフリー社会の形成のために

1 秋田県の将来像

3つの基本方針に従い、次の4つの将来像に向かって、県民が、思いやりや助け合いの心を育み、共に生きることを確かめあい、力を合わせて、安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことができるバリアフリー社会の形成を目指します。

(1) バリアフリー意識の醸成が図られた秋田

県民一人ひとりが、障害の有無や年齢、性別等の違いを越えて、その人のもつ特性を理解し、誰もが社会の構成員のひとりとして自分の意思で活動できる社会

(2) 安全、安心に生活できる秋田

誰もが、円滑に移動するための手段が確保され、住み慣れた地域で安心して働き、学び、遊ぶことができる社会

(3) 共に支え合う秋田

誰もが相手を尊重し、連帯して共に支え合いながら、心豊かに生きることのできる社会

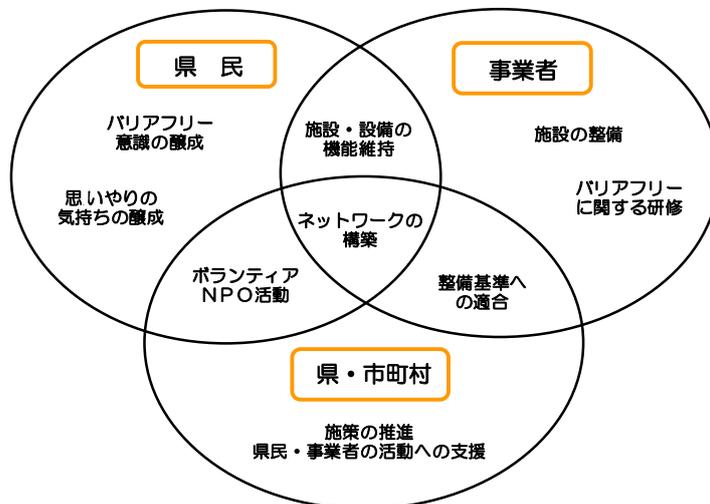
(4) 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田

雪の季節でも自由に移動できるとともに、地域で生活することを楽しみ、喜びを実感できる社会

2 県民、事業者、行政の協働によるバリアフリーの推進体制

県民、事業者、行政の協働による推進体制を促進するため、スパイラルアップの仕組みによる、施策の検証を行うとともに、秋田県バリアフリー社会形成審議会において計画の見直し等のチェックや修正を行います。

*「スパイラルアップの仕組み」とは、高齢者、障害者など当事者の参加の意見集約等を行いながら、段階的・継続的な発展を図っていくことを指します。



第3章 秋田県の現状

1 社会の動向

本県においては、人口の社会減・自然減の進行により、全国平均を上回るペースで少子高齢社会が進行し、令和元年10月1日現在において、秋田県の高齢化率は37.2%であり、令和27（2045）年には高齢化率が50.1%になると推計されています。

このような状況の中で、高齢となり体の自由が利かなくなっても不自由を感じないで、可能な限り自立して生活できる社会を築くことが期待されています。

2 少子化の現状

(1) 人口

本県の人口は、昭和60年代以降減少を続けており、令和2年10月には、952,005人となっています。

【表1 秋田県の将来推計人口】

区 分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
県人口	956千人	885千人	814千人	744千人	673千人	602千人

(出典：国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)－平成27年(2015)～57(2045)年－』)

(2) 出生数の推移

本県での、令和元年に生まれた子どもの数は4,696人となっています。また、令和元年の出生率は令和元年で4.9となっており、全国の出生率7.0を大きく下回っています。

【表2 秋田県の出生数とその推移】

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)
県人口(A)	1,189,279人	1,145,501人	1,086,571人	1,036,861人	965,927人
出生数(B)	9,007人	7,697人	6,688人	5,998人	4,696人
秋田県出生率	7.6	6.7	6.2	5.8	4.9
全国出生率	9.4	8.4	8.5	8.0	7.0

※「県人口(A)」は、令和元年10月1日現在による

※「出生率」：人口千人あたりの出生数 (B/A*1,000)

(出典：秋田県調査統計課『秋田県の人口と世帯(月報)』、厚生労働省『人口動態統計』)

(3) 合計特殊出生率の推移

国の人口規模が長期的に維持される水準となる合計特殊出生率は平成30年時点で2.07ですが、令和元年の合計特殊出生率は1.33と、これを大きく下回っています。

【表3 秋田県合計特殊出生率とその推移】

区 分	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和元年 (2019 年)
秋 田 県	1.45	1.27	1.31	1.35	1.33
全 国	1.35	1.25	1.39	1.45	1.36

※「合計特殊出生率」：一人の女性が一生に産むとしたときの子どもの数
(出典：厚生労働省『人口動態統計』)

3 高齢者の現状

(1) 高齢者人口

高齢者人口、高齢化率ともに年々増加してきております。

秋田県調査統計課(2019)『令和元年秋田県の人口－秋田県年齢別人口流動調査[報告書]－』によれば、令和元年10月1日現在、秋田県の65歳以上の人口は355,822人、そのうち、75歳以上の人口は191,474人で、高齢化率は総人口の3分の1を上回る37.2%であり、高齢者人口・高齢化率ともその伸びが著しくなっています。

【表4 秋田県の高齢者人口とその推移及び人口構造】

区 分	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和元年 (2019 年)	
県 人 口(A)	1,189,279人	1,145,501人	1,085,997人	1,023,119人	965,927人	
65歳以上(B)	279,764人	308,193人	320,450人	343,301人	355,822人	
75歳以上(C)	113,751人	147,870人	175,018人	187,148人	191,474人	
総 人 口 比	65歳以上(B/A)	23.5%	26.9%	29.5%	33.8%	37.2%
	同上全国	17.4%	20.2%	23.0%	26.6%	—
	75歳以上(C/A)	9.6%	9.1%	16.1%	18.4%	20.0%

※令和元年の総人口に対する65歳以上、75歳以上の高齢者の割合は、総人口から年齢不詳の8,540人を除いて計算

(出典：総務省(『平成27年国勢調査』)、秋田県調査統計課(2019)令和元年 秋田県の人口－秋田県年齢別人口流動調査[報告書]－)

4 障害者の現状

(1) 身体障害児者

身体障害児者の数は、令和2年3月末現在において51,460人で、平成27年に比べ減少しています。

障害種別では、肢体不自由が29,344人（57.0%）で最も多く、次いで内部障害が14,315人（27.8%）と増加傾向にあります。

障害程度別では、重度（1級又は2級）の人が全体の45.2%を占め、平成27年度の46.4%に比べて1.2ポイント減少しておりますが、ほぼ同程度で推移しています。

年齢階層別では、60歳以上の人が86.7%を占め、平成27年度の85.9%に比べ0.8ポイント増加となっており、障害者の高齢化が進んでいます。

(2) 知的障害児者

知的障害児者の数は、令和2年3月末現在において8,975人となっており、年々微増傾向にあります。

障害程度別では、重度、最重度、重症心身の人が4,437人で、全体の51.7%を占めており、平成27年度の51.0%に比べて0.7ポイント増加しています。

在宅、施設利用別にみると、在宅の人の割合は33.9%で、平成27年度の42.5%に比べて8.6ポイント減少しています。

(3) 精神障害者

精神障害者の数は、令和2年3月末現在28,596人となっており、増加傾向にあります。

【表5 秋田県の障害者の人口とその推移】

区 分		平成23年度 (2011年)	平成27年度 (2015年)	令和元年度 (2019年)
身体障害 児者数	人数(A)	58,133人	55,299人	51,460人
	構成比(A/D)	65.3%	61.2%	57.8%
知的障害 児者数	人数(B)	7,876人	8,561人	8,975人
	構成比(B/D)	8.8%	9.5%	10.1%
精神障害 者数	人数(C)	22,996人	26,504人	28,596人
	構成比(C/D)	25.8%	29.3%	32.1%
障害者数(D)		89,005人	90,364人	89,031人

(出典：秋田県障害福祉課（2020）『秋田県身体障害者基礎調査』、『保健所実績報告』)

第4章 第3次基本計画の評価と課題

I 第3次基本計画の評価と今後の課題

1 バリアフリー意識の醸成が図られた秋田 《こころのバリアの解消》

【評価】

- 数値目標の「福祉教育副読本活用学校数の割合」は、目標を下回るものの、9割以上の小学校等において活用されていることから、学童期における福祉教育の推進が図られています。
- スポーツや芸術活動を通じ、障害者の積極的な社会参加や生きがいつくりの推進を図ったほか、平成31年4月に「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」が施行され、障害者に対する差別解消に向けた体制整備を図りました。

【課題】

- あらゆる人に対する意識上のバリアを解消し、「こころのバリアフリー」を引き続き推進していくために、県民一人ひとりが高齢者や障害者等への理解を深め、その社会参加に積極的に協力し、学校教育や社会教育等の様々な機会を活用するとともに、バリアフリーに関する広報啓発活動を促進する必要があります。

2 安全、安心に生活できる秋田

《すまい、交通・移動、まち、もの、情報のバリアの解消》

【評価】

- 数値目標を設定した施策のうち、「県有施設のバリアフリー化」及び「バリアフリー適合証の交付」については目標を達成できなかったものの、その他の「生活路線（バス等）総延長」、「歩道段差解消箇所等率」「視覚障害者用信号機設置数（箇所）」などについてはおおむね目標を達成しており、安全、安心に生活できる秋田の実現に向けて整備が順調に推移しています。
- 平成28年に「秋田バリアフリーツアーセンター」が開設され、観光分野において、誰もが安心して旅を楽しめるような体制の整備が行われています。

【課題】

- 「すまい、交通、移動、まち、もの、情報」のバリアフリーに向け、公共施設、民間生活関連施設とともに、利用者や住民のニーズ、整備の効果等を踏まえながら、行政や民間事業者が一体となって、既存施設のバリアフリー化などを進める必要があります。
- 障害者等用駐車区画の普及と適正利用に向けて、継続して県民、協力施設に対する制度の周知と理解の促進を図る必要があります。

3 共に支え合う秋田 《社会のバリアの解消》

【評価】

- 数値目標の「障害者雇用数」は目標を達成しており、障害者の雇用の拡大が順調に推移しています。
- 社会福祉協議会を中心に、見守り活動や日常生活の支援など、住民参加のネットワークが形成されています。

【課題】

- 各地域におけるボランティアやNPO等の活動が活発化してきていることから、県民意識の醸成や活動のネットワーク化の充実・強化を図るなど、社会のバリアフリーの実現に向けて、共に支え合いながら推進していくことが必要です。
- 平成31年4月には「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進が求められています。

4 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田 《雪のバリアの解消》

【評価】

- 数値目標の「消・融雪道路の整備」については、順調に推移しています。

【課題】

- 雪のバリアの解消に向け、道路管理者や事業者、県民が連携し、歩道の除雪対策を強化し、冬でも安心して歩けるまちづくりを進めていく必要があります。

●第3次基本計画数値目標の進捗状況

区 分		令和元年度 目標値	令和元年度 実績値	達成率 (実績/目標)
こども	福祉教育副読本活用学校数の割合 (%)	95.0	91.0	95.8%
交通・移動	一般乗合事業免許キロ数 (km)	4,162	4,167	100.1%
	歩道整備率 (%)	40.6	39.6	97.5%
	歩道段差解消箇所等率 (%)	87.0	88.5	101.7%
まち	県有施設のバリアフリー化率 (%)	48.5	51.1	105.4%
	バリアフリー適合証の累積交付件数 (件)	1,440	1,243	86.3%
	都市計画道路整備率 (%)	61.4	65.5	106.7%
社会	障害者雇用数 (人)	3,450	4,339	125.8%
雪	県管理道路の歩道における無散水融雪施設の整備 (km)	52.0	53.7	103.3%

※各データは令和元年度目標に対する達成率を記載しています。

第5章 施策の方向性と主な取組

I バリアフリーの意識の醸成が図られた秋田

1 こころのバリアを解消するために

私たちの社会は、子どもから高齢者まで、障害のある人やない人を含む様々な人で構成されています。

「こころのバリア」とは、あらゆる人に対する意識上のバリアをいいます。

ここでは、こころのバリアフリーを促進するための広報・啓発活動や、障害への理解を深め、温かいこころを育てるための福祉教育、誰もが積極的に社会参加できる地域づくりに向けた取組など、バリアフリーの意識の醸成について取り上げ、どんな人にとっても優しく、差別がない秋田づくりを目指します。

(1) 広報・啓発活動

【目指すべき施策の方向】

- あらゆる人に対する差別の解消を図るため、差別のない秋田づくりに向けた施策に取り組みます。
- バリアフリー意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を行うとともに、市町村が実施するバリアフリーに関する広報・啓発活動についても支援します。
- バリアフリー社会の形成に功績のあった個人・団体を表彰し、バリアフリー社会実現のための優れた取組の普及を図ります。
- 障害者等用駐車区画の適正利用を図るため、キャンペーンなどの啓発事業を実施・支援します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
秋田県バリアフリー推進賞の実施	バリアフリー社会の形成に功績のあった個人、団体を表彰します。	地域・家庭福祉課	事業者等
障害者等用駐車区画の適正利用の促進	障害者等用駐車区画の適正利用を図るため、「車いすとめませんキャンペーン」などの啓発事業を実施・支援します。	地域・家庭福祉課	N P O
中学生を対象とした福祉の仕事セミナーの開催	中学校における福祉の仕事セミナーにおいて、パンフレットを活用しながら福祉の仕事について周知を図ります。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会

ひきこもりの方とその家族等への支援	ひきこもり状態にある本人とその家族等へ相談や情報提供を行うとともに、社会参加を支援します。	障害福祉課	秋田県ひきこもり相談支援センター事業者等
-------------------	---	-------	----------------------

(2) 福祉教育の充実

【目指すべき施策の方向】

- 子どもの頃から障害のある人と交流を図り、障害への理解を深め、豊かな温かいところを育てます。
- 総合的な学習の時間を利用した体験学習やボランティア活動等により、障害への理解を一層深め、自らバリアフリーへ取り組む人材を育成します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のころ～」の配布	小学校3年生全員に福祉教育副読本「みんな大好き～福祉のころ～」を配布し、授業や学級活動での活用を通じて、福祉教育の充実を図ります。	地域・家庭福祉課 教育庁	学 校
●上記施策の数値目標(%) 令和3年度 92.0 令和4年度 92.5 令和5年度 92.5 令和6年度 92.5 令和7年度 93.0		○目標数値＝活用学校数の割合(%) ○令和元年度実績＝91.0% *3年ごとの調査 ○目標値の考え方 学童期の「福祉のころ」の醸成及び充実のため、計画的最終年度までに93.0%以上の活用率を目指します。	
ボランティア活動の推進	子どもの頃から自発的にボランティア活動に参加できるよう、機会を提供し、福祉のころの醸成を図ります。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
福祉教育活動の推進	福祉に関する理解と関心を深めるために、福祉教育活動を推進します。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会

(3) 共生社会の構築

【目指すべき施策の方向】

- 障害を理由とする差別の解消を推進するため、普及啓発の強化や障害のある人の社会参加を促進します。
- 障害のある人が家庭や地域で安心して生活することができるよう、地域移行や地域生活支援の充実を図ります。

○特別支援学校との交流を通じたインクルーシブ教育により、特別支援教育への理解を深めます。

【主な施策】

施 策	内 容	推進機関・団体等	
		県	その他
障害者の地域生活の支援	<p>障害のある人の社会生活能力の向上を図るとともに、社会参加と自立を支援します。</p> <p>①障害者社会参加推進センター運営事業 ②奉仕員（点訳、朗読）養成研修事業 ③手話通訳者、要約筆記者養成研修事業 ④社会参加促進事業（啓発普及、相談事業等）</p>	障害福祉課	市 町 村 障害者団体等 点字図書館 聴覚障害者支援センター
障害を理由とする差別の解消	<p>障害を理由とする差別の解消を推進するため、普及啓発の取組強化や障害者の社会参加を促進させるとともに、職員の資質向上を図りつつ、相談支援や紛争解決のための体制を整備する。</p> <p>①障害者差別解消推進事業 ②障害者理解促進事業 ③障害者社会参加等促進事業</p>	障害福祉課	市 町 村 民間事業者等
インクルーシブ教育システムの構築	<p>特別支援教育を推進することにより、インクルーシブ教育システムの理念に基づく共生社会の形成を目指します。</p> <p>①特別支援教育に対する理解の推進 ②交流及び共同学習の推進</p>	教 育 庁	市 町 村
レクリエーション・文化活動の促進	<p>障害のある人の生きがいの創造と意欲を高め、さらには障害のある人に対する一般県民の理解を促進させるため、障害のある人それぞれの個性を發揮した日ごろの活動を発表する場として、芸術文化祭を開催します。</p>	障害福祉課	県 民
障害者スポーツ活動の促進	<p>障害のある人の体力の増進及び仲間づくりや地域交流を図るため、日常的にスポーツ活動に参加できる環境の充実を図ります。</p>	障害福祉課	県 民

※インクルーシブ教育システム

：障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

Ⅱ 安全、安心に生活できる秋田

1 すまいのバリアを解消するために

住宅は生活の基盤となる大切なところです。このため、住宅を建築するときは、高齢になっても、身体に不自由があっても住みよい生活空間となるよう配慮することが望まれます。

「すまいのバリア」とは、段差などにより、住宅が使いにくい状態のことをいいます。

ここでは、体の自由が利かなくとも安全に生活できるよう、バリアフリーに配慮した持家や賃貸住宅の整備を推進するとともに、住宅に関する相談体制の充実について取り上げます。

(1) 住宅のバリアフリー化の促進

【目指すべき施策の方向】

○持家住宅（新築・改修）のバリアフリー化を支援するとともに、公的賃貸住宅（公営住宅等）のバリアフリー化を推進します。

○高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅の整備を図ること等により、民間賃貸住宅のバリアフリー化を促進します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
介護保険等による住宅改修	要介護又は要支援者の住宅の段差解消等に対し、改修費が保険給付されます。	長寿社会課	市 町 村 (介護保険)
公営住宅の整備	低所得で住宅に困窮する人の生活の安定と社会福祉の増進のため、高齢者対応住宅を整備し、低廉な家賃で提供します。	建築住宅課	市 町 村
サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、サービス付き高齢者向け住宅登録制度の周知を図ります。	建築住宅課	事 業 者

(2) 住宅のバリアフリーに関する相談体制の整備

【目指すべき施策の方向】

- 高齢者総合相談・生活支援センターや建築住宅センターなどの住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう、その周知に努めます。
- 住民の特性に配慮した住宅のバリアフリー化のため、関係者が協議しながら住宅の整備を進める各市町村の地域ケア会議の機能を充実・強化するとともに、相談機関相互の連携を図り、住宅のバリアフリー化に関する総合的な情報提供に努めます。
- 「秋田花まるっ住宅ガイドライン」等を活用しながら、住宅のバリアフリーに関する情報を適切に提供し、将来の介護負担軽減に配慮した住宅の普及啓発に努めます。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
福祉・介護機器や住宅改修研修の実施	市町村職員等に対して、福祉介護機器や住宅改修の研修を実施します。	長寿社会課	市町村等
秋田花まるっ住宅の普及	民間の協力を得ながら、誰もがいつまでも自立し介護を受けながら暮らし続けられる可変性（身体状況、ライフスタイルの変化等へ柔軟に対応可能）などに配慮した住宅の普及のための情報提供や相談等を実施します。	建築住宅課	事業者
秋田花まるっ住宅サポートネットワークの活用	個々の住まい方や身体状況に合った適切な設計や施工が行われるように、建築・福祉・医療等の専門職種が連携して地域における住まいづくりを支援するサポートチームの活動を支援します。	建築住宅課	秋田花まるっ住宅サポートネットワーク

2 交通・移動のバリアを解消するために

私たちは日常、歩いたり、バスや自動車を利用したり、電車や飛行機を利用して様々な場所に出かけます。

「交通・移動のバリア」とは、歩道の段差や障害物があること、鉄道やバス等の設備が不十分なこと、案内表示が不十分なことなど、目的地まで円滑に到達することを阻害するバリアのことをいいます。

ここでは、誰もが、円滑に移動するため、交通事業者と行政との連携による交通機関や道路、交通安全施設の整備について取り上げます。

(1) 交通機関等のバリアフリー化の促進

【目指すべき施策の方向】

○鉄道事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を促すとともに、バス事業者や市町村が運行する低床バスの導入を支援します。

○市町村が実施する駅前広場等の整備を支援します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
鉄道施設のバリアフリー化の促進	鉄道事業者による施設のバリアフリー化を促します。	交通政策課	鉄道事業者
低床バスの導入・支援	バス事業者による低床バス等の車両購入を支援します。	交通政策課	市町村 バス事業者
街並み・まちづくりの総合支援	基盤整備事業の実施と併せて駅前広場、駐車場等を整備し、駅周辺地区の都市交通を円滑化します。	都市計画課	市町村

(2) 誰もが利用しやすい交通機関の整備促進

【目指すべき施策の方向】

- 市町村の地域公共交通会議や県の生活交通対策地域協議会等の意見をもとに、広域的・幹線的なバス路線の維持を図るとともに、市町村が運営するコミュニティバスや乗合タクシーの運行など、地域の実情に合った生活交通への再構築を促進します。
- 市町村が運営するバス等の停留所など、乗継施設の整備を支援します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
生活バス路線等の確保	バス事業者が運営する路線バスと、市町村が運営する多様な路線が連携した生活交通の構築を促進します。	交通政策課	市町村 バス事業者
<p>●上記施策の数値目標(km)</p> <p>令和3年度 4,167</p> <p>令和4年度 4,167</p> <p>令和5年度 4,167</p> <p>令和6年度 4,167</p> <p>令和7年度 4,167</p>		<p>○目標数値＝一般乗合事業免許キロ数(km)</p> <p>○令和元年度実績＝4,167</p> <p>○目標値の考え方</p> <p>第3期ふるさと秋田元気プランにおいても生活バス路線の維持・確保を目標としており、直近の令和元年度実績値を維持することを目的とします。</p>	
市町村の生活交通対策の支援	地域の実情に合った生活交通を確保するため、市町村が行う試験運行を支援します。	交通政策課	市町村
バス停留所等の整備の促進	市町村が運営するバス等の停留所など、乗継施設の整備を支援します。	交通政策課	市町村

(3) 道路、交通安全施設等の整備

【目指すべき施策の方向】

- 歩道の未整備箇所、段差や横断勾配のきつい箇所などにより自由に移動することができない状況を把握し、歩道の設置、段差の解消、舗装面の改修や電線の地中化等を進めます。
- 交通信号機については、音響式信号機の整備を計画的に進めます。
- 障害者・高齢者等の歩行困難な方が障害者等用駐車区画の利用をしやすいするため、障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）を実施します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
人にやさしい道づくりの推進	高齢者や障害のある人等全ての人々が安全で安心して歩くことができる歩行者空間を確保するため、快適な通行空間の整備や電線類の地中化を進めます。	道 路 課	
●上記施策の数値目標1 (%)	○目標数値＝歩道整備率 (%) ○令和元年度実績＝39.6% ○目標値の考え方 国や県の財政状況や過去の実績等を勘案し、年0.1%増とします。		
令和3年度 40.3			
令和4年度 40.4			
令和5年度 40.5			
令和6年度 40.6			
令和7年度 40.7			
●上記施策の数値目標2 (%)	○目標数値＝歩道段差解消箇所等率 (%) ○令和元年度実績＝88.5% ○目標値の考え方 国や県の財政状況や過去の実績等を勘案し、年0.5%増とします。		
令和3年度 88.0			
令和4年度 88.5			
令和5年度 89.0			
令和6年度 89.5			
令和7年度 90.0			
視覚障害者用信号機（音響式）の整備	視覚障害者等が道路を安全に横断できるように、「青信号」であることを音で知らせる信号機を設置します。	県警察本部 交通規制課	
「道の駅」の整備	「道の駅」としてバリアフリー化されたトイレを設置した公共の休憩施設と、市町村等の地域振興施設を一体的に整備します。	道 路 課	市 町 村 等
わかりやすい道路案内標識の整備促進	快適で円滑な道路交通確保のため、利用者の視点に立ったわかりやすい道路案内標識を整備します。	道 路 課	国 市 町 村
障害者等用駐車区画利用制度（パーキング・パーミット制度）の実施	障害者等用駐車区画の適正利用を図るため、障害者等の歩行困難な方に利用証を発行します。 また、商業施設等の協力により、同駐車区画の設置数の増加に努めます。	地域・家庭 福祉課	市 町 村 事 業 者

(4) 高齢者や障害のある人の移動支援

【目指すべき施策の方向】

- バリアフリー法及び道路運送法の見直し等の動向及び市町村単独の移送サービス事業等の実態を踏まえつつ、秋田県の地域特性にあった総合的移動支援方策を検討します。
- 地域事情に配慮しながら、市町村、NPO等が実施する日常生活に欠かせない公共交通の維持・確保を図ります。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
新しい移送サービス、STSによる支援	バリアフリー法及び道路運送法等の関係法令の改正の動向等を勘案し、移送サービスのあり方について検討します。	交通政策課	国 市 町 村 交通事業者
地域の実情に応じた生活交通の確保	日常生活に欠かせない公共交通について、運行への支援や利用促進等に取り組み、維持・確保を図ります。	地域づくり推進課 交通政策課	市 町 村 N P O 等
高齢者の移動支援	要介護者が通院等で介護タクシーを利用する場合は、介護保険により乗車・降車の介助が受けられます。	長寿社会課	市 町 村 (介護保険)
身体障害者の移動支援	重度身体障害者等の移動を支援するため、ガイドヘルパーの派遣、補助犬の給付を実施します。	障害福祉課	市 町 村

※STS

：スペシャル・トランスポート・サービス。要介護者、身体障害者等であって公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。

3 まちのバリアを解消するために

私たちは、まちが、買い物の楽しみや文化的生活を享受できる便利な場であることを期待しています。

「まちのバリア」とは、建物や道路、公園などが一体的に整備されていないため、施設の機能を円滑に利用できないこと、バリアフリー化されたトイレの場所等の情報や買い物に付随する各種サービスが受けられないことをいいます。

ここでは、まちの一体的なバリアフリー化を図り、障害のある人だけでなく、妊婦、子ども連れの人など誰もが安心して外出できる、社会参加しやすいまちづくりの推進について取り上げます。

(1) 公共施設のバリアフリー化の促進

【目指すべき施策の方向】

- 公共施設のバリアフリー化に当たり、利用者の意見を取り入れ、誰にでも利用しやすい施設づくりを進めるとともに、バリアフリー化された施設の機能を維持するため、施設所有者等の意識啓発に努めます。
- 県有施設については計画的に整備を進め、市町村施設の整備に対して技術的支援や情報提供等に努めます。
- 県立学校について、計画的に整備を進めるとともに、市町村立学校についてはバリアフリー化整備を働きかけます。
- 老朽・狭あいした警察施設の改築に当たり、計画的に整備を進めます。
- おむつ交換台や授乳場所等の設備がある施設を「こどものえき」に認定し、県ウェブサイトで公表することにより、子育て家庭が外出しやすい環境づくりを進めます。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
県有施設のバリアフリー整備	不特定かつ多数の者が利用する既存の県有施設について、利用者の意見を取り入れながら計画的に整備を進めます。	施設所管各課 教育庁 県警察本部	施設利用者
●上記施策の数値目標（％） 令和3年度 53.0 ○目標数値＝バリアフリー化率（％） 令和4年度 54.0 ○令和元年度実績＝51.1％ 令和5年度 55.0 ○目標値の考え方 令和6年度 56.0 過去の実績を勘案し、計画期間中に57.0％ 令和7年度 57.0 以上のバリアフリー化率を目指します。			
市町村施設のバリアフリー整備	市町村の施設に対して、施設整備に関する技術的支援や情報提供を行い、整備を促進します。	地域・家庭福祉課	市町村

「こどものえき」に関する情報発信	おむつ交換台、ベビーキープ、授乳場所等の設備がある公共施設や店舗などを「こどものえき」に認定するとともに、認定施設の情報を県ウェブサイトに掲載し公表することにより、子育て家庭が外出しやすい環境づくりを進めます。	次世代・女性活躍支援課	事業者
------------------	---	-------------	-----

(2) 民間生活関連施設のバリアフリー化の促進

【目指すべき施策の方向】

- 施設を新築する際、協議段階での指導・助言や「施設整備マニュアル」等を活用し、施主、設計者、施工者等の意識啓発に努めます。
- 「バリアフリー社会の形成に関する条例」に定める整備基準に適合する施設に対し、バリアフリー適合証を交付します。
- 高齢者や障害者など、誰もが安心して旅を楽しむことができるよう、「秋田バリアフリーツアーセンター」を運営します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等																
		県	その他															
バリアフリー改修への支援	生活関連施設のバリアフリー整備に対して支援します。	関係各課	事業者															
バリアフリー適合証の交付	バリアフリー条例に定める整備基準に適合する施設に「秋田県バリアフリー適合証」を交付し、ウェブサイトに掲載します。	地域・家庭福祉課	一部事業者															
<p>●上記施策の数値目標（件）</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,320</td> <td>○目標数値＝累積交付数（件）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,380</td> <td>○令和元年度実績＝1,243</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,440</td> <td>○目標値の考え方</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1,500</td> <td>過去の実績を勘案し、年60件増とします。</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1,560</td> <td></td> </tr> </table>				令和3年度	1,320	○目標数値＝累積交付数（件）	令和4年度	1,380	○令和元年度実績＝1,243	令和5年度	1,440	○目標値の考え方	令和6年度	1,500	過去の実績を勘案し、年60件増とします。	令和7年度	1,560	
令和3年度	1,320	○目標数値＝累積交付数（件）																
令和4年度	1,380	○令和元年度実績＝1,243																
令和5年度	1,440	○目標値の考え方																
令和6年度	1,500	過去の実績を勘案し、年60件増とします。																
令和7年度	1,560																	
秋田バリアフリーツアーセンターの運営	高齢者や障害者など、誰もが安心して旅を楽しめるよう、相談センターとしての機能を持つ「秋田バリアフリーツアーセンター」を運営します。	観光振興課	秋田県観光連盟															

「秋田県バリアフリー適合証」

平成15年4月1日に全面施行した「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に定める整備基準を満たした施設に対して、バリアフリー化された施設と認定し、このマークの入った「秋田県バリアフリー適合証」を交付しています。



(3) 建物、道路、公園等の一体的な整備の促進

【目指すべき施策の方向】

- 土地区画整理事業や市街地再開発事業など、一定の区域を一体的に整備する事業の実施に合わせて、区域内施設のバリアフリー化を促進します。
- 公園やスポーツ施設の整備に当たり、「バリアフリー社会の形成に関する条例」の整備基準のほか、国土交通省「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」などに基づき、整備の普及に努めます。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等												
		県	その他											
各種まちづくり事業による中心市街地の整備	地域が主体となって、地域のまちづくり課題に取り組むため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の活用により、個性豊かなまちづくりに向けた中心市街地の整備を促進します。	都市計画課 建築住宅課	市 町 村 民 間											
<p>●上記施策の数値目標 (%)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>65.6</td> <td rowspan="5"> ○目標数値＝都市計画道路整備率 (%) ○令和元年度実績＝65.5 ○目標値の考え方 国や県の財政状況等を勘案しつつ、計画最終年度までに約4kmの街路事業整備を目指します。 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>65.7</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>65.8</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>65.8</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>65.9</td> </tr> </table>		令和3年度	65.6	○目標数値＝都市計画道路整備率 (%) ○令和元年度実績＝65.5 ○目標値の考え方 国や県の財政状況等を勘案しつつ、計画最終年度までに約4kmの街路事業整備を目指します。	令和4年度	65.7	令和5年度	65.8	令和6年度	65.8	令和7年度	65.9		
令和3年度	65.6	○目標数値＝都市計画道路整備率 (%) ○令和元年度実績＝65.5 ○目標値の考え方 国や県の財政状況等を勘案しつつ、計画最終年度までに約4kmの街路事業整備を目指します。												
令和4年度	65.7													
令和5年度	65.8													
令和6年度	65.8													
令和7年度	65.9													
公園等の整備	誰もが、豊かな自然と親しみ、心が癒やされるよう、県立中央公園・小泉湯公園等の環境作りを推進します。	農山村振興課 森林整備課 都市計画課 河川砂防課 港湾空港課	市 町 村											

(4) 安全・安心のまちづくりの推進

【目指すべき施策の方向】

- 住民・事業者等の自主的な防犯・防災組織の結成とその育成・強化に努めるとともに、県民防災の日、総合防災訓練等の機会を通じて防災上必要な教育及び訓練を実施します。
- 災害時の避難場所について、一般的な避難所とは別に、高齢者や障害のある人等の要配慮者に配慮した福祉避難所の確保に向け、市町村の取組を支援します。
- 市町村の生活安全条例制定に向けて、情報提供等の支援を行います。
- 地域安全ネットワーク活動の推進により、県民を犯罪の被害から守り、地域の安全に対する不安の解消に努めます。

【主な施策】

施 策	内 容	推進機関・団体等	
		県	その他
自主防災組織の育成	地域における防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図るため、研修会の開催などによる自主防災組織の育成・強化や、県民防災の日訓練、総合防災訓練など、県民参加による実践的な訓練を実施します。	総合防災課	県 民
福祉避難所の確保	市町村における福祉避難所の確保に向けた取組を支援します。	地域・家庭福祉課 障害福祉課	市 町 村
安全・安心なまちづくりの推進	秋田県安全・安心まちづくり条例の趣旨の実現に向け、県民の防犯意識の向上と防犯活動の強化、犯罪被害者等の支援及び県民運動の展開等により、安心・安全なまちづくりを推進します。	県民生活課	県 民
地域安全ネットワーク活動の推進	地域住民の自主防犯活動の推進と高齢者等犯罪弱者の犯罪被害防止、保護対策の推進と地域住民等を守る意識の高揚を図ります。	県警察本部 生活安全企画課	県 民
高齢者安全・安心アドバイザー事業	各警察署に配置した「高齢者安全・安心アドバイザー」が、高齢者世帯を訪問し、交通安全教育や「振り込め詐欺」の被害防止をはじめとした防犯についての指導・啓発活動を実施します。	県警察本部 交通企画課	県 民

4 もののバリアを解消するために

私たちは、様々なものに囲まれて、それを利用して生活しています。

体の不自由な人にはその機能を補うものとして、補聴器、盲人安全つえ、義肢、車いすなどの福祉用具があります。

「もののバリア」とは、このような福祉用具や日用品が実際の使用に当たって使いにくい場合があることをいいます。

ここでは、使いやすい福祉用具の研究開発への支援、普及の促進、使い手に合わせて改良を加えるサービスの検討を取り上げます。

(1) 福祉用具・共用品の研究開発と普及促進

【目指すべき施策の方向】

○民間事業者による福祉用具の製品開発を支援します。

○NPO法人等が主催する福祉機器展等を支援します。

○福祉用具関連事業者や作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等を対象とした研修を実施し、フィッティングについての技術を高めます。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
民間事業者の福祉用具等の開発研究への支援	県内企業の製品開発を支援します。	地域産業振興課	事業者・大学・医療・福祉施設等
実用的な福祉用具の普及活用、展示	福祉用具を常時展示するとともに、研修を実施し、活用方法の普及を図ります。	長寿社会課	高齢者総合相談・生活支援センター
福祉用具貸与、購入費の補助等	障害のある部分を補って、高齢者や障害児(者)の日常生活等を容易にする、福祉用具の貸与や購入費及び補装具購入費を補助します。	長寿社会課 障害福祉課	市 町 村

5 情報のバリアを解消するために

私たちは、目や耳などの五感から、様々な情報を得ています。

「情報のバリア」とは、この情報入手が困難な状態のことを言います。

誰でもわかる情報であるためには、大きな文字、わかりやすい絵や言葉が必要です。また、障害のある人には、その特性に合わせて同じ情報が入るよう配慮することも必要です。

ここでは、障害に配慮したわかりやすい方法での情報提供やコミュニケーション手段の確保について取り上げます。

(1) 誰もがわかりやすい情報の提供

【目指すべき施策の方向】

- 生活関連施設等のバリアフリーに関する情報を提供するほか、県ウェブサイトの音声読上機能等により、誰でも快適にウェブサイトを読覧できるよう整備します。
- 「秋田バリアフリーツアーセンター」を運営し、高齢者や障害のある人などの誰もが安心して秋田を旅することができる体制を整備します。
- 高齢者や障害のある人など、誰もが情報を得られるように、文字の大きな印刷物やテレビの字幕放送、点字や音声広報の充実など表現や表示を工夫したわかりやすい情報提供を推進します。
- 県ウェブサイトで提供する情報やサービスを、誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
県ウェブサイトのバリアフリー化	県ウェブサイトの音声読上機能等により、誰でも快適にウェブサイトを読覧できるようにします。	地域・家庭福祉課	
声の広報、点字の広報発行	声の広報、点字の広報を発行します。	広報広聴課	
文字情報の拡大	県が制作するテレビ番組について、文字や手話を挿入して放送します。	広報広聴課	
秋田バリアフリーツアーセンターの運営（再掲）	高齢者や障害者など、誰もが安心して旅を楽しめるよう、相談センターとしての機能を持つ「秋田バリアフリーツアーセンター」を運営します。	観光振興課	秋田県観光連盟
点字等による即時情報ネットワークの提供	視覚障害者の社会生活向上のため、ニュースを点字や音声情報として提供します。	障害福祉課	点字図書館
映像等による情報提供	聴覚障害者の社会生活向上のため、手話や字幕入り映像等により、各種情報を提供します。	障害福祉課	聴覚障害者支援センター

ウェブアクセシビリティ対策	高齢者や障害者を含む全ての方が、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で提供する情報サービスを支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上を図ります。	広報広聴課	
---------------	--	-------	--

(2) コミュニケーション手段の確保

【目指すべき施策の方向】

- 点訳、朗読、手話通訳、要約筆記等ができる人材を養成し、情報の提供等の充実に努めます。
- 音声言語の不自由な人のために、人工喉頭等の支給を促進します。
- コミュニケーションに不自由のある方の支援のために、日常生活用具給付等事業により、必要な用具を支給します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
コミュニケーション支援する人材の養成	点訳、朗読、手話通訳、要約筆記等ができる人材を養成します。	障害福祉課	市 町 村 点字図書館 聴覚障害者 支援センター
身体に障害のある人への情報サービスの提供	点字や音訳図書、手話や字幕入り映像等による情報提供を実施します。	障害福祉課	点字図書館 聴覚障害者 支援センター
日常生活用具給付等事業の推進	活字文書読み上げ装置、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等の用具の給付を実施し、日常生活における、コミュニケーションの不自由を解消します。	障害福祉課	市 町 村

Ⅲ 共に支え合う秋田

1 社会のバリアを解消するために

私たちは誰もが安心して生き生きと暮らせるように、互いに支え合っています。「社会のバリア」とは、支え合いのしくみが不十分なため高齢者や障害のある人等が社会参加しにくい状態のことをいいます。

ここでは、住民相互の助け合いや交流の輪を広げるためのしくみ、制度を円滑に利用するためのしくみ、バリアフリー社会を支える専門的な知識技術を持った人材の養成のしくみなど、誰もが安心して快適に暮らすための支え合いのしくみについて取り上げます。

(1) 支え合うしくみづくり

【目指すべき施策の方向】

- 市町村、社会福祉協議会による、高齢者や障害のある人、子育て中の人などが地域の中で集い合い、気軽に助け合い、相談ができる体制づくりの推進を支援します。
- 助け合いの活動が、県民の自主的な取組により行われるよう、ボランティア・NPOを支援します。
- 県民総参加でバリアフリーを進めるため、ボランティアやNPO等のネットワーク化を図り、活動の輪が全県に広がるよう支援します。
- 高齢者や障害者など、誰もが安心して旅を楽しむことができるよう、「秋田バリアフリーツアーセンター」を運営します。
- 高齢者等の生活向上に向けた秋田らしいサービスの創出や、業態転換等を支援します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
地域福祉トータルケアの推進	高齢者・障害者・児童など誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域福祉におけるセーフティネットの再構築を支援します。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
ボランティアの養成、登録、活動紹介	ボランティアの養成、登録、活動について支援します。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
ガイドヘルパーネットワークの充実	視覚障害者や重度の肢体不自由児等の移動を支援するため、ガイドヘルパーを派遣します。 また、遠距離移動の際に、目的地でガイドヘルパーを確保できるよう情報提供を行い、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課	市 町 村

施 策	内 容	推進機関・団体等	
		県	その他
障害者地域生活支援事業の実施	地域生活支援事業において、生活訓練や社会適応訓練、スポーツレクリエーション、創作活動などを実施します。	障害福祉課	市 町 村
障害を理由とする差別の解消（再掲）	障害を理由とする差別の解消を推進するため、普及啓発の取組強化や障害者の社会参加を促進させるとともに、職員の資質向上を図りつつ、相談体制や紛争解決のための体制を整備する。 ①障害者差別解消推進事業 ②障害者理解促進事業 ③障害者社会参加等促進事業	障害福祉課	市 町 村 民間事業者等
秋田バリアフリーツアースターの運営（再掲）	高齢者や障害者など、誰もが安心して旅を楽しめるよう、相談センターとしての機能を持つ「秋田バリアフリーツアースター」を運営します。	観光振興課	秋田県観光連盟
社会課題に対応した秋田らしい新たなサービス業の創出	高齢者等の生活向上サービス事業の創出や、移動販売、宅配等の新サービスへの業態転換等を支援します。	商業貿易課	商業・サービス業を営む事業者

(2) 相談支援体制の整備

【目指すべき施策の方向】

- 住民の抱える様々な心配ごとや悩みごとの相談に対して、最初の相談窓口で適切な助言が受けられるよう、福祉の総合相談窓口を設置するとともに、関係専門機関との連携を強化します。
- 住宅改修について、建築、福祉・医療関係者が連携して対応できるよう、支援体制の充実を図ります。
- 介護に取り組む家族等（ケアラー）への相談・支援体制の強化とともに、ケアラーに対する社会的周知を図ります。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
福祉相談センターにおける総合的な相談業務の実施	高齢者、障害者、児童、女性の福祉及び県民の精神保健に関する相談に応じます。 また、補装具の交付、修理などの相談に応じ、障害者福祉の増進を図ります。	福祉政策課 障害福祉課	福祉相談センター
高齢者総合相談・生活支援センターの相談機能の充実	高齢者やその家族等の抱える心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、高齢者福祉の増進を図ります。 また、地域包括支援センターや市町村などの相談機関の要請に応じ、カウンセリングや助言指導などの相談援助を行います。	長寿社会課	秋田県高齢者総合相談・生活支援センター
建築住宅センターの充実	バリアフリー住宅をはじめ、住宅に関する相談や情報提供を行います。	建築住宅課	秋田県建築住宅センター
秋田花まるっ住宅サポートネットワークの活用（再掲）	個々の住まい方や身体状況に合った適切な設計や施工が行われるように、建築・福祉・医療等の専門職種が連携して地域における住まいづくりを支援するサポートチームの活動を支援します。	建築住宅課	秋田花まるっ住宅サポートネットワーク
介護に取り組む家族等（ケアラー）への支援	相談・支援体制の強化として、必要な介護サービスの確保を図り、セーフティネットの有効活用と新たなサポート体制の構築を行います。また、ケアラーの状況を把握し、ケアラーに関する社会的周知に向けた取組を行います。	長寿社会課	

(3) バリアフリー推進のための人材の養成

【目指すべき施策の方向】

- コミュニティソーシャルワーカーやボランティアコーディネーターなどを養成や、地域に根ざした福祉活動を支援します。
- 情報の入手が困難な人に対して情報を提供するため、点訳・朗読ボランティア、手話通訳者、要約筆記員等を養成します。

【主な施策】

施 策	内 容	推進機関・団体等	
		県	その他
コミュニティソーシャルワーカーの養成支援	地域において福祉を総合的に展開するため、新たなサービスの開発や、必要なサービスの総合的提供や調整などを行う専門的知識を有するコミュニティソーシャルワーカーを養成を支援します。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターの養成と機能強化への支援	市町村社会福祉協議会のボランティア担当者等を対象に、相談プログラムの開発等に総合的に対応できる専門知識・技術の習得を目指すための研修会開催等を支援します。	地域・家庭福祉課	県社会福祉協議会
点訳奉仕員や朗読奉仕員の養成	視覚障害者等の社会参加を促進するため、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。	障害福祉課	市 町 村 点字図書館

(4) 高齢者や障害のある人等の就業の促進

【目指すべき施策の方向】

- 雇用優良事業所表彰等を通じ、県民への意識啓発を行います。
- 地域の障害者雇用の拠点である、「障害者就業・生活支援センター」との連携を強化し、福祉と雇用が一体となった就職支援を行います。
- 企業や民間教育訓練機関などを活用した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図り、障害者の就職を促進します。
- 一般就労の機会に恵まれない人でも社会参加を通じて自己実現ができるよう、就労移行・就労継続支援施設等における訓練等を支援します。
- 労働局やハローワーク等の関係機関と連携し、障害者雇用の促進を図るための要請活動を行います。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
障害者就業・生活支援センターの充実	県内8圏域の全てに障害者就業・生活支援センターを設置し、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	雇用労働政策課	社会福祉法人等
職業訓練の活用	民間教育訓練機関や企業等に委託して職業訓練を実施します。	雇用労働政策課	
職場適応訓練制度の活用	事業者に委託して、障害者の職場適応訓練を行います。	雇用労働政策課	
就労以降・就労継続支援施設における訓練等への支援	障害者自らの意欲や能力に応じて働くことができるよう、一般就労に向けて必要な知識や能力を育むための訓練や、企業での雇用が困難な障害者の就労の場の確保を支援します。	障害福祉課	社会福祉法人等
障害者雇用の促進	障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の雇用拡大を促進します。	雇用労働政策課	
●上記施策の数値目標(人) 令和3年度 4,500 令和4年度 4,550 令和5年度 4,600 令和6年度 4,650 令和7年度 4,700	○目標数値＝障害者雇用数(累計) ○令和元年度実績＝4,339人 ○目標値の考え方 民間及び自治体(教育委員会等)の法定雇用率を達成し、また、県全体の障害者雇用の促進を図るため、年間で50人の障害者雇用者数の増加を目標とします。		
障害者雇用促進に向けた要請活動の実施	県と労働局、各地域振興局と各ハローワークが連携し、商工団体等に対し会員企業に対する障害者雇用促進に向けた要請活動を行う。	雇用労働政策課	

IV 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田

1 雪のバリアを解消するために

秋田は、1年のおよそ4ヶ月が雪の季節となります。

「雪のバリア」とは、積雪が歩道の通行や点字ブロックの活用、車いすの利用を困難にするほか、バスや電車の運行、バス停の利用等に障害となるため外出に支障をきたすことをいいます。また、除排雪などが高齢者や障害のある人等にとって大きな負担になることをいいます。

ここでは、誰もが冬でも安心して「まち」に出られるよう、住民と行政が協力しあって進める、秋田のまちづくりについて取り上げます。

(1) 冬でも安心して歩けるまちづくり

【目指すべき施策の方向】

- 「県除雪計画」に基づき、生活路線を優先した除排雪、歩道の除雪を進めるほか、消・融雪施設等を計画的に整備します。
- 道路除排雪作業の円滑化、道路交通の安全のため、交通関係団体、町内会等の活動や各種マスメディアなどを通じ、路上駐車の上乗について啓発を行います。
- 関係機関と連携して市町村が策定する「雪みち計画」の推進を支援します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
除排雪や消・融雪施設の整備	冬期間の安全で快適な生活を確保するため、機動的な道路の除排雪を行うとともに、消・融雪施設等を整備します。	道路課	
● 上記施策の数値目標 (km) 令和3年度 52.6 令和4年度 52.7 令和5年度 52.8 令和6年度 52.9 令和7年度 53.0	○ 目標数値＝県管理道路の歩道における無散水融雪施設の整備 (km) ○ 令和元年度実績＝53.7 ○ 目標値の考え方 国や県の財政状況等を勘案しつつ、計画最終年度までに予定整備路線の完成を目指します。 なお、既存施設の補修や更新については、引き続き実施していきます。		
小型除雪機の提供	歩道等の除雪を支援するため、市町村に対し小型除雪機を提供し、冬期の通学路等歩行者空間の確保及び冬期バリアの軽減等を図ります。	道路課	市町村

市町村が策定する「雪みち計画」への支援	道路管理者、市町村及び地元関係者等による協議会を設置し、市街地等の幹線道路を中心に冬期間確保すべき歩道のネットワークを選定するとともに、歩道除雪や住民協力等による冬期歩行者空間確保のための計画を策定します。	道路課	市町村
---------------------	---	-----	-----

(2) 積雪期の安全な生活

【目指すべき施策の方向】

- ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など、自力での除雪が困難な世帯の間口除雪や雪下ろしを支援します。
- 高齢者世帯等を支援するため、住民同士の協力による除排雪活動を促進します。

【主な施策】

施策	内容	推進機関・団体等	
		県	その他
冬期の生活の場として活用が可能な施設の整備支援	冬期間等における在宅生活に不安のある高齢者が、安心して健康で自立した生活を送ることができる、生活支援ハウスの設置を支援します。	長寿社会課	市町村
共助による除排雪等支援	除排雪等の生活課題を解決するため、高齢者世帯等の支援活動を実施する地域団体の立ち上げや、既存団体の体制強化を支援します。	県民生活課	市町村 N P O

●第4次基本計画において数値目標を掲げる項目の一覧

区 分	目標数値	令和元年度 実績値	第4次基本計画期間中の目標値 *R3年度→R7年度
こころ	福祉教育副読本活用学校数の割合(%)	91.0	92.0 → 93.0
交通 ・ 移動	一般乗合事業免許キロ数 (km)	4,167	4,167 → 4,167
	歩道整備率 (%)	39.6	40.3 → 40.7
	歩道段差解消箇所等率 (%)	88.5	88.0 → 90.0
まち	県有施設のバリアフリー化率 (%)	51.1	53.0 → 57.0
	バリアフリー適合証の累計交付数(件)	1,243	1,320 → 1,560
	都市計画道路の整備率 (%)	65.5	65.6 → 65.9
社会	障害者雇用数 (人)	4,339	4,500 → 4,700
雪	県管理道路の歩道における無散水 融雪施設の整備 (km)	53.7	52.6 → 53.0

※「目標数値」欄の()内は、単位

◆「秋田県バリアフリー社会の形成に関する第4次基本計画」策定の主な経緯

令和2年10月 令和2年度第1回バリアフリー社会形成審議会での審議
 令和2年12月～令和3年1月（1カ月間） パブリックコメントの実施
 令和3年 2月 県議会に説明
 令和3年 2月 令和2年度第2回バリアフリー社会形成審議会での審議
 令和3年 3月 計画策定

◆秋田県バリアフリー社会形成審議会委員名簿

令和3年3月現在

氏名	所属等	備考
浅野 雅彦	秋田県商工会議所連合会 事務局長	
五十嵐 憲男	全国脊髄損傷者連合会秋田県支部 副支部長	
伊藤 祐	公益社団法人秋田県バス協会 秋田中央交通株式会社 営業部課長補佐	
遠藤 文香	特定非営利活動法人あい 副代表	
根田 隆夫	秋田市都市整備部 部長	
周防 敦子	一般社団法人秋田県建築士会女性委員会 幹事	
菅原 香織	特定非営利活動法人秋田バリアフリーネットワーク 理事 公立大学法人秋田公立美術大学 准教授	
菅原 睦実	暮らしるべの会 代表	
鈴木 貴美	秋田県小学校長会	
鈴木 紀子	一般社団法人秋田県観光連盟	
鈴木 博	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 事務局次長兼総務企画部長	会長
高田 和明	一般社団法人秋田県ハイヤー協会 理事 国際タクシー株式会社 代表取締役社長	
前川 侖	公益財団法人秋田県老人クラブ連合会 副会長	
李 雪	公立大学法人秋田県立大学システム科学技術学部 建築環境システム学科 助教	
渡辺 幸哉	公募委員	

(五十音順)

◆秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例のあらまし

平成 14 年 3 月 29 日 秋田県条例第 13 号

(1) 目的

高齢者、障害者等を含むすべての県民が、安全な環境で安心して暮らし、活動できる社会の実現を図るため、県、事業者及び県民が一体となって、バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 責務

県民、事業者及び県が、それぞれの立場でバリアフリー社会の形成に取り組むべき責務を定めています。

(3) 施策の基本方針

条例の基本方針は、①県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること ②高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること ③高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること です。

(4) 基本計画の策定

基本方針に基づき基本計画を策定します。基本計画は、①バリアフリー社会の形成に関する目標 ②バリアフリー社会の形成に関する施策の方向 ③バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項 について定めます。

(5) バリアフリー社会の形成のための施策

積雪への配慮や学校教育の充実、支援活動の促進を図ること、バリアフリー社会への形成に著しい功績のある者に対して表彰すること等を定めています。

(6) 生活関連施設の整備

病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、官公庁の庁舎、公共交通機関、道路、公園、駐車場等の不特定かつ多数の者が利用する「生活関連施設」を新築等をしようとする者は、当該生活関連施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための「生活関連施設整備基準」を遵守しなければなりません。さらに、公共性の特に高い施設や規模の大きな施設は「特定生活関連施設」として、新築等の際に事前協議や完了届が義務づけられています。

(7) 勧告、公表

知事は、①協議を行わないで工事に着手したとき ②協議の内容と異なる工事を行ったとき ③指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく、この指導及び助言に従わないとき ④立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき 勧告することがあります。

また、知事は、当該勧告を受けた者が勧告に従わないときは、勧告の内容等を公表することができます。

(8) 秋田県バリアフリー適合証の交付

整備基準に適合する整備を行った生活関連施設については、所有者又は管理者の申請により適合証を交付します。

(9) 審議会の設置

バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、審議会を設置します。

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

平成 14 年 3 月 29 日 秋田県条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 バリアフリー社会の形成に関する施策(第 7 条—第 17 条)

第 3 章 生活関連施設の整備等

第 1 節 生活関連施設の整備(第 18 条—第 21 条)

第 2 節 特定生活関連施設の整備(第 22 条—第 28 条)

第 3 節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備(第 29 条—第 31 条)

第 4 章 秋田県バリアフリー社会形成審議会(第 32 条—第 36 条)

第 5 章 雑則(第 37 条—第 39 条)

附則

私たちは、豊かな自然と雪国の風土の中で多彩な文化を培い、共に助け合う地域社会を築いてきた。

しかし、若者の流出や少子化による人口減少と急速な高齢化に加え、就業構造の変化、核家族化の進行等は人々の意識や価値観に変化をもたらし、地域社会は大きく変わりつつある。

さらに、近年、高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適に生活できる社会を目指すための取組が強く求められてきている。

このような私たちを取り巻く環境の中で、一人ひとりが個人として尊重され、安全に安心して生活を営むことのできる社会を構築するためには、県民が一体となって、様々な障壁を取り除いていく必要がある。

ここに、県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会を形成するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会を形成するため、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、当該社会の形成に関する基本方針及び施策の基本的な事項を定め、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限等を受ける者をいう。
- 2 バリアフリー社会 高齢者、障害者等が生活し、又は社会活動を行う上でこれを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるように配慮された社会をいう。
- 3 生活関連施設 病院、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 4 特定生活関連施設 生活関連施設のうち特に整備が必要な施設で規則で定めるものをいう。
- 5 旅客車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車等で規則で定めるものをいう。
- 6 公共工作物 信号機、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 7 施設等 生活関連施設、旅客車両等、公共工作物及び住宅をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、市町村と連携し、事業者及び県民の協力を得て、バリアフリー社会の形成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、県民の意見を聴き、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように整備するものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、バリアフリー社会の形成のために自ら設置し、又は管理する施設等の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、バリアフリー社会の形成に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施するバリアフリー社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等のために整備された施設等、物品又はサービスの高齢者、障害者等による利用を妨げないようにしなければならない。

(県、事業者及び県民の連携)

第 6 条 県、事業者及び県民は、バリアフリー社会の形成に関するそれぞれの責務を自覚し、連携してバリアフリー社会の形成に努めるものとする。

第2章 バリアフリー社会の形成に関する施策

(基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成に取り組むものとする。

- 1 県民がバリアフリー社会の形成のための施策に協力して自ら積極的に取り組むように意識の高揚を図ること。
- 2 高齢者、障害者等が社会のあらゆる分野の活動に参加できるように支援体制を整備すること。
- 3 高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるように施設等の整備を促進すること。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、前条の基本方針に基づき、バリアフリー社会の形成の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 バリアフリー社会の形成に関する目標
 - 2 バリアフリー社会の形成に関する施策の方向
 - 3 前2号に掲げるもののほか、バリアフリー社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項
- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積雪への配慮)

第9条 県は、積雪地域であることに配慮して、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう除雪、防雪等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全の確保)

第10条 県は、高齢者、障害者等の安全な日常生活又は社会生活が確保されるよう防犯、防災及び交通安全に関する施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動)

第11条 県は、事業者及び県民に対し、バリアフリー社会の形成に関する理解を深め、自主的な取組を促進するため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(情報の提供等)

第12条 県は、バリアフリー社会の形成に関する情報を収集し、適時に、事業者及び県民に提供するものとする。
2 県は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活に関する情報を円滑に活用することができる手段の確保に努めるものとする。

(学校教育の充実等)

第13条 県は、児童及び生徒がバリアフリー社会の形成に関する理解を深め、思いやりのある心をはぐくむよう教育の充実を努めるものとする。
2 県は、事業者及び県民がバリアフリー社会の形成に関する活動に取り組むことができるよう学習の機会の提供に努めるものとする。
3 県は、バリアフリー社会の形成に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

(支援活動の促進)

第14条 県は、バリアフリー社会の形成に関し、ボランティア活動その他の県民による支援活動を促進するための施策を推進するものとする。

(調査等の促進及び成果の普及)

第15条 県は、バリアフリー社会を形成するため、施設等、物品及びサービスに係る調査、研究及び技術開発を促進するとともに、これらの成果の普及を図るものとする。

(技術的援助等)

第16条 県は、バリアフリー社会の形成に関する施策の推進上必要があると認めるときは、事業者及び県民に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において必要な経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第17条 知事は、バリアフリー社会の形成に著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

第3章 生活関連施設の整備等

第1節 生活関連施設の整備

(整備基準の策定)

第18条 知事は、生活関連施設の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場その他知事が必要と認めるものについて、生活関連施設の種別及び規模に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第 19 条 生活関連施設の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とする場合を含む。))をいう。以下同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設(当該新築等に係る部分に限る。)について整備基準を遵守しなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない事由により整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 生活関連施設を所有し、又は管理する者(以下「生活関連施設所有者等」という。)は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるように努めなければならない。

(維持保全)

第 20 条 生活関連施設所有者等は、整備基準に適合している部分の機能を維持するように努めなければならない。

(適合証の交付)

第 21 条 生活関連施設所有者等は、規則で定めるところにより、知事に対し、その所有し、又は管理する生活関連施設が整備基準に適合することを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第 2 節 特定生活関連施設の整備

(協議)

第 22 条 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画(整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。)について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第 23 条 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 24 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該特定生活関連施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(立入調査)

第 25 条 知事は、前条及び次条(第四項を除く。)から第 28 条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 26 条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者が第 22 条第 1 項の規定による協議をすることなく当該新築等の工事に着手したときは、その者に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

2 知事は、第 22 条第 1 項の規定により協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第 22 条第 2 項又は第 24 条第 2 項の規定による指導及び助言を受けた者が、正当な理由なく、当該指導及び助言に従わないときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 知事は、前条第 1 項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者に対し、立入調査に応ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第 27 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定生活関連施設に関する報告等)

第28条 知事は、特定生活関連施設を所有し、又は管理する者に対し、整備基準への適合の状況について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第3節 旅客車両等、公共工作物及び住宅の整備

(旅客車両等の整備)

第29条 旅客車両等を所有し、又は管理する者は、当該旅客車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるとする。

(公共工作物の整備)

第30条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第31条 県民は、その所有する住宅について、居住者の身体機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第4章 秋田県バリアフリー社会形成審議会

(設置及び所掌事務)

第32条 知事の諮問に応じ、バリアフリー社会の形成に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県バリアフリー社会形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、バリアフリー社会の形成に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第34条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

第37条 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして規則で定めるもの(以下「国等」という。)については、第3章第2節の規定は、適用しない。ただし、国等は、特定生活関連施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があった場合において必要があると認めるときは、国等に対し、整備基準に適合させることその他の必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(市町村の条例との関係)

第38条 生活関連施設に関し、市町村の条例により、この条例の規定による整備と同等以上の整備が行われると知事が認めるときは、当該生活関連施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない。

(規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条、第 8 条、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 22 条第 1 項の規定は、この条例の施行の前日に新築等の工事に着手した者については、適用しない。

◆秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則のあらまし

平成 14 年 11 月 29 日 秋田県規則第 67 号

(1) 趣旨

「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」の施行に関し必要な事項を定めています。

(2) 生活関連施設

不特定かつ多数の者が利用する施設として、病院、劇場、集会場、百貨店、飲食店、官公庁舎、公共交通機関、道路、公園、駐車場等の生活関連施設を5種類 28 項目に分類し、定めています。

(3) 生活関連施設整備基準

高齢者、障害者等が円滑に生活関連施設を利用できるようにするための基準として、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等不特定かつ多数の者が利用する部分の構造及び整備についての整備基準を定めています。

(4) 特定生活関連施設

生活関連施設のうち特に整備を促進することが必要な施設として、知事に対する新築等の協議を要する特定生活関連施設を定めています。

(5) 新築等の協議

特定生活関連施設の新築等（変更を含む。）の内容の協議書を定めています。

(6) 身分証明書

特定生活関連施設に立入り、調査又は質問を行う職員の身分を示す身分証明書を定めています。

(7) 適合証

生活関連施設が生活関連施設整備基準に適合していることを証する適合証とその交付申請書を定めています。

○条例の整備対象施設（生活関連施設）

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第2条第3項で定める生活関連施設は、次のとおりです。なお、そのうち、第2条第4項で定める新築等の際、知事に届け出を要するもの（特定生活関連施設）は右の欄のとおりです。

1 建築物

区 分	生 活 関 連 施 設	特定生活関連施設
1 医療施設	病院、診療所、薬局など	すべてのもの
2 興行施設	興行場	100㎡以上
3 集会施設	公会堂、冠婚葬祭施設、集会場など	すべてのもの
4 展示施設	自動車展示場など	100㎡以上
5 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	100㎡以上
6 宿泊施設	旅館、ホテルなど	100㎡以上
7 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべてのもの
8 運動施設	体育館、水泳プール、スポーツの練習場など	すべてのもの
9 遊技施設	遊技場、ぱちんこ屋、場外馬券場など	100㎡以上
10 文化施設	図書館、公民館、博物館など	すべてのもの
11 公衆浴場	公衆浴場	100㎡以上
12 飲食店	飲食店、喫茶店	100㎡以上
13 理容所等	理容所、美容所	すべてのもの
14 サービス業を営む店舗	銀行、給油所、コインランドリーなど	100㎡以上
15 自動車車庫	不特定かつ多数の者の利用に供される自動車車庫	500㎡以上
16 公衆便所	公衆便所	すべてのもの
17 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべてのもの
18 公益事業の営業所	郵便局、ガス・電気・電話の事業所など	すべてのもの
19 学校等	学校、専修学校、自動車教習所など	すべてのもの
20 共同住宅等	共同住宅、寄宿舍	2,000㎡以上
21 事務所	事務所（サービス業を営む店舗を除く）	2,000㎡以上
22 工場	工場その他これに類するもの	2,000㎡以上
23 火葬場	火葬場	すべてのもの
24 複合施設	1の項からから23の項までに掲げる2以上の生活関連施設で構成される施設	当該生活関連施設を構成する施設の1以上が、特定生活関連施設であるもの

備考 複合施設を構成する生活関連施設は、それぞれ独立した生活関連施設として条例、及びこの規則の適用があるものとする。

2 公共交通機関の施設

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公共交通機関の施設	停車場、バスターミナル、港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設、空港など	すべてのもの

3 道路

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
道路	一般の公共の用に供する道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）	歩道等又は立体横断施設を有するもので、国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区（その面積が10,000平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域（その面積が10,000平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）内に設置するもの

4 公園等

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
公園等	公園、緑地、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの（当該施設内にある建築物である施設を除く。）	国等が設置するもの及び国等以外の者が土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区又は都市計画法第4条第13項に規定する開発区域内に設置するもの

5 路外駐車場

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
路外駐車場	不特定かつ多数の者の用に供される駐車場（建築物である施設及び機械式駐車場を除く。）	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で同法第12条の規定により届け出なければならないもの及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

○条例の整備基準（生活関連施設整備基準）

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例第18条第1項で定める「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準」で「規則で定めるもの」の概要は、次のとおりです。（整備基準の抜粋のため、詳細は施設整備マニュアル等を御覧ください。）

	主な整備項目	主な整備の内容
建築物	1 出入口	玄関ドアの幅は90cm以上、内部ドアの幅は80cm以上、ドアの前後の床面は平坦で段差を設けない等
	2 廊下等	幅は140cm以上、滑りにくい床仕上、高低差があれば傾斜路等を設置、傾斜路の勾配は1/12以下等
	3 階段	両側に手すりを設置、回り段を設けない、滑りにくく識別しやすい段、点字ブロックの設置等
	4 エレベーター	2階以上で用途面積2,000㎡以上に設置、出入口の幅は80cm以上、操作ボタンの位置と点字表示等
	5 便所	1以上の便所に車いす使用者が利用可能な広さの便房を設置、手すり付き床置き式小便器、腰掛け便座、用途面積2,000㎡以上にベビーチェアを1以上設置等
	6 駐車場	幅350cm以上の車いす使用者用スペースの確保等
	7 敷地内の通路	路面は滑りにくい仕上げ、グレーチングの穴の構造、幅員は140cm以上、誘導用ブロックの設置、傾斜路の勾配は1/20以下等
	8 観覧席及び客席	固定客席のある場合の車いす用客席の確保
	9 客室（宿泊施設）	用途面積2,000㎡以上に車いす使用者が円滑に利用できる客室を設置
	10 浴室等	空間の確保、手すりの設置等
	11 授乳おむつ替えの場所	用途面積2,000㎡以上の集会施設等に1以上設置
	12 案内板等	設置の場合は高齢者等が見やすく理解しやすいもの等
公共交通機関の施設	1 移動円滑化経路	公共用通路と車両等の乗降口との間に高齢者、障害者の円滑な通行のための経路を設ける
	2 階段	手すりの設置等
	3 案内設備	車両の運行に関する情報を知らせる装置の設置
	4 便所	車いす等誰もが利用できる便房、手すり付き床置き式小便器、腰掛け便座、ベビーチェア
	5 乗車券販売所等	段を設けない等
	6 休憩設備	段を設けない等
	7 改札口	幅の確保、床の水平
	8 乗降場等	滑りにくい床面の仕上、防護柵等
道路	1 歩道等	幅の確保、勾配、段差等
	2 立体横断施設	幅に確保、手すり、誘導用ブロック等
公園等	1 出入口	幅の確保、誘導用ブロック等
	2 園路	幅の確保、勾配、滑りにくい仕上げ等
	3 その他	傾斜路の構造、便所の構造、案内表示、駐車場
路外駐車場	1 車いす使用者用駐車施設	駐車場法により届出が必要な路外駐車場について、車いす使用者用の駐車スペースを1以上設置

秋 田 県
健康福祉部 地域・家庭福祉課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

電 話 018-860-1342

ファックス 018-860-3844

Eメール chifuku@pref.akita.lg.jp